

減災対策協議会の経緯・目的について

減災対策協議会 設置経緯

- 平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となった。今後、気候変動の影響により、このような施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まること懸念される。



鬼怒川の被害状況



市役所から撮影

国土交通省関東地方整備局より <https://www.ktr.mlit.go.jp/bousai/bousai00000167.html>

- ① 氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築する必要がある。
- ② そのための施策として、関係者が連携して避難に関する計画の作成や水防等の減災に関する様々な課題に対応するための協議会等の仕組みを整備する等、円滑かつ迅速な避難の実現、的確な水防活動の推進等を図るための取組を進めるべきである。

水防法第十五条の九及び第十五の十に基づき

減災対策協議会を設置する。

水防法第十五条

第十五条の九 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。

2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 国土交通大臣

二 当該河川の存する都道府県の知事

三 当該河川の存する市町村の長

四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

五 当該河川の河川管理者

六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長

七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者

3 大規模氾濫減災協議会において協議が調った事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

第十五条の十 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。

2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 当該都道府県知事

二 当該河川の存する市町村の長

三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

四 当該河川の河川管理者

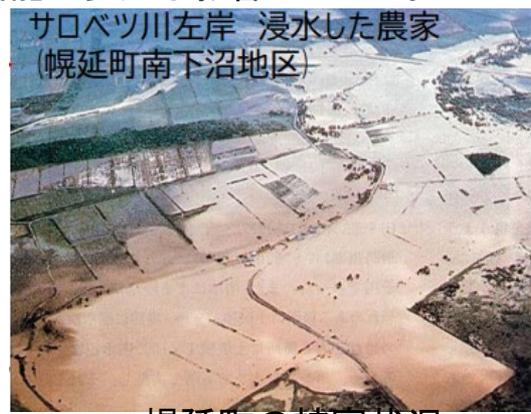
五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長

六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者

3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

天塩川下流減災対策協議会 設置経緯

- 天塩川下流では昭和56年8月洪水において、天塩大橋地点での流量が既往最大を記録する大洪水が発生した。この洪水では大河の河口に近いことより、懸命な水防活動にも関わらず、水防団待機水位(指定水位)を76時間、はん濫注意水位(警戒水位)を60時間にわたり超過し、氾濫面積は8,868haにおよび、天塩町、豊富町、幌延町の機能に多大な影響が生じた。



サロベツ川左岸 浸水した農家 (幌延町南下沼地区)

幌延町の被害状況



天塩川右岸の被害状況

旭川開発建設部HPより <https://www.hkd.mlit.go.jp/as/tisui/ho928l000006kkq.html#s0>

- 近年においても、平成28年8月には観測史上初めて1週間の間に3個の台風が北海道に上陸し、その1週間後に再び台風が接近するという、かつてない気象状況となり、石狩川水系空知川及び十勝川水系札内川で堤防が決壊するなど、記録的な大雨による被害が発生した。



石狩川水系:22 河川
【床下浸水16戸_床上浸水1戸_浸水面積367.6ha】

石狩川水系辺別川(被害状況)H28.8.23撮影

辺別川の被害状況



台風第9号による大雨
石狩川水系石狩川(深川市、旭川市)
・溢水
・浸水面積 約120ha 浸水家屋 6戸

石狩川の被害状況

北海道開発局HPより https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/kn/kawa_kei/ud49g700000e0jc.html

- 被害を繰り返さないために、留萌開発建設部、北海道、天塩町、豊富町、幌延町、地方气象台、消防、自衛隊、北海道警察、JRは天塩川下流減災対策協議会を実施する。
- 各関係機関で**減災のための目標、減災行動を共有**し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進し、社会全体で常に洪水に備える「**水防災意識社会**」を再構築する。

令和7年度までに達成すべき減災目標

天塩川下流の大規模水害に対し「確実な避難を目指す」、「長時間続く洪水から地域を守る」

天塩川下流氾濫時の主な特徴

- 想定し得る最大規模の洪水により沿川の低平地がほぼ全域に渡り浸水し、住宅のみならず、災害時要配慮者利用施設や複数の避難所等が浸水するほか、近傍で主要交通網が浸水することから利用可能な避難経路及び避難所施設が限定されるおそれがある。
- 想定し得る最大規模の洪水により広域に分散する酪農施設の浸水が想定される箇所では、洪水継続時間は7日以上、浸水深は5m以上に達するため、酪農施設に被害が生じ、住民等の垂直避難が困難となるおそれがある。
- 主要交通網が途絶し、住民の災害時拠点病院への搬送や市街部への避難が困難となるとともに、周辺市町村からの円滑な支援受入と経済活動の早期復旧を妨げるおそれがある。

目標に向けた取組

■ ハード対策の主な取組



堤防整備の状況



河道掘削の状況

■ 広域分散型の土地利用や長時間続く洪水を踏まえた確実な避難に関する取組



防災教育の状況



ハザードマップの更新

■ 長時間続く洪水、広範囲にわたる浸水被害から地域を守るために水防活動、復旧に関する取組



合同巡視の状況



災害対策機器訓練の状況

天塩川下流減災対策協議会 規約

(名称)

第1条 この会議は、「天塩川下流減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、過去の出水の教訓を踏まえ、天塩川下流における堤防の決壊や越水等に伴う氾濫に備え、河川管理者、北海道、関係町等が連携して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進し、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的として、水防法第十五条の九及び第十五条の十に基づき組織するものである。

なお、本協議会の対象河川は、天塩川水系における留萌開発建設部、留萌振興局留萌建設管理部及び宗谷総合振興局稚内建設管理部が管理する一級河川とする。

(協議会)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会に会長及び副会長を置き、会長は留萌開発建設部長をあて、副会長には留萌振興局長及び宗谷総合振興局長をあてる。

3 会長は、協議会の事務を掌理し、副会長は会長の事務を補佐する。

4 会長は、協議会の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）を参加させることができる。

(幹事会)

第4条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会に幹事長を置き、幹事長は留萌開発建設部次長（河川・道路）をあてる。

4 幹事長は、幹事会の事務を掌理する。

5 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行い、その結果について協議会へ報告する。

6 幹事長は、幹事会の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）を参加させることができる。

天塩川下流減災対策協議会 規約

(実施事項)

第5条 協議会等は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 2 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた取組方針を作成するとともに、必要に応じてこれを見直し、共有する。
- 3 毎年、協議会等を開催し、取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。
- 4 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、留萌開発建設部治水課及び、留萌振興局留萌建設管理部事業室治水課並びに宗谷総合振興局稚内建設管理部事業室治水課に置く。
- 3 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成30年6月27日から施行する。